

(公財)日教弘 福祉事業

秋田支部 2025年度 福祉事業(給付事業) 募集要項

- 1 主 催 公益財団法人日本教育公務員弘済会秋田支部
- 2 趣 旨 秋田支部会員<sup>(注)</sup>(現職者および退職者)の福祉を充実させるための事業に取り組み、健康で豊かな生活ができるよう支援する。
- 3 対 象 者 秋田支部会員<sup>(注)</sup>  
(注)「秋田支部会員」とは、(公財)日教弘の趣旨に賛同し、会員登録した県内在住の現職者・退職者のうち、教弘保険6口以上(教弘一種保険は除く)の加入者が該当します。
- 4 内 容 次の祝い事に際し、給付金や記念品を贈呈します。

**教弘会員対象** ※秋田支部会員のみ申請できます。

- (1) 結婚祝い 会員が結婚したとき祝い金を給付します……………〔申請は結婚後1年以内〕
- (2) 出産祝い 会員にお子様が生誕したとき祝い金を給付します……………〔申請は誕生後1年以内〕
- (3) 入学祝い 会員のお子様小学校に入学するとき祝い金を給付します…〔申請は当該年度内〕
- (4) 卒業祝い 会員のお子様中学校を卒業するとき祝い金を給付します…〔申請は当該年度内〕
- (5) 誕生日祝い 会員が30歳、40歳、50歳の誕生日を迎えるとき記念品を贈呈します……………  
……………〔申請は誕生日の1カ月前〕

- 5 申請方法 「申請書」に必要事項を記入して、下記あてに郵送するか、学校担当者にお渡しください。「申請書」は秋田支部ホームページ等から入手できます。
- 6 申請受付 「申請書」は随時受け付けておりますが、祝い事に応じて申請期限(上記枠内に記載)が設けられておりますので、申請時期にご協力をお願いします。  
なお、祝い金は指定の口座に振り込むものとし、記念品は学校担当者が会員の皆様に直接お届けします。いずれも、申請受理後、概ね1カ月程度の時間を要しますのでご了解ください。
- 7 備 考 (1)補助を受けるには、申請時・受領時ともに秋田支部会員<sup>(注)</sup>である必要があります。  
(2)「申請書」はすべて自筆で記入するものとします。  
(3)ご不明な点は、下記の福祉事業担当までお問い合わせください。

公益財団法人 日本教育公務員弘済会秋田支部

〒010-0001 秋田市中通一丁目4-32 秋田センタービル9F

[☎] 018-835-4816 [Fax] 018-836-3402

[Eメール] akita@nikkyoko.or.jp

**秋田支部ホームページ** <http://akikyoko.sakura.ne.jp>